

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の地方消費者行政活性化交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、県および市町の消費生活相談窓口の機能の強化その他消費者行政の活性化に向けた事業を平成26年度においても引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を延長するため、改正を行うとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成27年12月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県消費者行政活性化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>